

令和4年10月21日

保護者 様

舞鶴市教育委員会
教育長 奥水 孝志
舞鶴市立倉梯第二小学校
校長 野田 千鶴

家庭学習でのタブレット端末の活用について

紅葉の候 保護者の皆様にはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市教育並びに本校教育にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、国が進める GIGA スクール構想のもと、一人一台のタブレット端末を配備しました。現在、使い方や活用の際のルールについて指導を進めているところですが、今後は、家庭に持ち帰り、さらに活用の幅を広げたいと考えております。

つきましては、児童がご家庭でも安全に活用することができるよう、本文書に記載されている注意事項及び別紙「タブレット端末等の持ち帰り学習に関する基本ルールについて」を児童とともにご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 タブレット端末持ち帰りの目的等

- (1) 学校より貸与するタブレット端末は、家庭での学習活動のために使うことが目的です。
- (2) 学習活動以外での利用はさせないでください。
- (3) 利用は児童(生徒)の住居を基本とします。

2 持ち帰る機材について

- (1) タブレット端末、タッチペン、充電器を持ち帰ります。持ち帰った日の次の登校日に学校へ持って行かせてください。
- (2) 充電ケーブルはコネクタ部分をしっかりと持ち、丁寧に抜き差しするようよろしくお願いいたします。
- (3) タッチペン及び充電器については、必要に応じて持ち帰ることとします。

3 ご家庭での利用について

＜生活習慣、健康管理＞

- (1) 20分に一度は休憩を取り、健康面に配慮して利用させてください。
- (2) 就寝時刻の1時間前には、タブレット端末の利用を控えさせてください。

※別添「ご家庭で気を付けていただくこと①②」をご活用ください。

<Wi-Fi への接続について>

- (1) 家庭での Wi-Fi 接続は、各家庭の責任で行ってください。
- (2) 有害サイトにアクセスできないようにフィルタリングを行っていますが、完全に防ぐことができるものではありません。家庭でも児童(生徒)が有害サイトにアクセスしないよう、閲覧状況について把握してください。
- (3) 家庭での Wi-Fi 接続に係る通信料等は各家庭で負担してください。

※後日配布する「Wi-Fi への接続方法について」を参照してください。

<安全な使用・管理>

- (1) 学習と関係のないウェブサイトには接続しないようにお願いします。なお、誤って不適切なサイトに入ってしまった時はそのまま何もせず、すぐに画面を閉じ、学校にお知らせください。
- (2) ウィルス感染等の不具合が起こった場合、原因追及のために、閲覧履歴を確認させていただくことがあります。
- (3) 紛失・盗難・破損・水没など、タブレット端末の扱いや保管には、十分に気を付けるようお願いいたします。また、保護者の目の届くところで保管してください。
- (4) 故障の原因になるため、湿気の多いところ、日光が強く当たる場所、ストーブ付近、小さい子どもやペットがいる場所等での使用や保管はご注意ください。
- (5) 登下校中は事故や破損につながる可能性があるため、タブレット端末を使用させないでください。

<個人情報、人権、プライバシー>

- (1) 自分や他人が特定できる個人情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、アカウント・ID・写真など)をネットに上げたり、教えたりすることは絶対にさせないでください。
- (2) 人権を侵害するような書き込み・使い方は絶対にさせないでください。
- (3) 人や人の物などを撮影するときは、学習に使用する場合であっても、使用する目的を伝え、相手の許可を得るようにさせてください。
- (4) 犯罪や悪質ないじめ等につながる使用の可能性がある場合の対策として、タブレット端末の操作履歴を保存しています。
- (5) 児童(生徒)の学習履歴について、個人の状況に応じた学習内容を分析し提供することを目的とし、保存させていただく場合があります。

<不具合や故障>

- (1) タブレット端末に不具合や故障が生じた時には、修理等の対応をしますので、詳細を学校までお伝えください。
- (2) 故障・破損・紛失や盗難等が「故意」または「重大な過失」及び「悪質」であると確認された場合は、相応の費用を弁償していただきます。

4 同意書の提出について

- (1) 上記の内容及び別紙「タブレット端末等の持ち帰り学習に関する基本ルール」を確認いただき、学校へ提出していただきますようお願いします。
- (2) 提出期限は令和4年10月31日とします。